

## 大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、大都市の大学との連携・交流を促進するため、大都市の大学の大学生が、県内大学の大学生と関わり、県内の地域において行う調査研究活動及び県内大学の大学生が大都市の大学の大学生と共同で行う調査研究活動等に対して、支援することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行うものとする。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額に係るもの以外の変更とする。  
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに  
行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃  
止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ  
様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明  
らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除  
税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を  
控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績  
報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を  
超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に  
対する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財  
局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 月 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	大都市の大学の大学生が県内において行う調査研究活動及び県内大学の大学生が大都市の大学の大学生と共同で行う調査研究活動等
2 事業実施主体	鳥取県と連携協定等を締結している大都市の大学及び当該大学と連携する県内大学
3 補助対象経費	学生及び指導教員に係る交通費、宿泊費、保険料、関係者との交流に要する経費、会場使用料、受入れに伴う機器等使用賃借料、通信費、修繕費等
4 補助率	1 / 2
5 補助上限額	300千円

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度大都市の大学と鳥取県の連携促進事業計画（実績報告）書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地・連絡先	
代表者氏名	

2 事業の概要

事業実施期間	年 月 ～ 年 月
事業実施地域等名	
事業実施人数	
連携大学名	
事業実施（結果）内容	<p style="text-align: center;">（ 次年度以降の研究課題 ）</p>

3 県の他の補助金等の活用

県の他の補助金・交付金の活用	有 ・ 無 ※本事業において、活用を予定する他の補助金等があれば、その名称及び助成元の団体名を記載してください。
----------------	---

4 事業完了予定年月日（完了年月日）

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	増 減 ( 差 引 )	備 考
計				

2 支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	増 減 ( 差 引 )	備 考
計				

様

職氏名



〇〇年度大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金交付要綱（平成30年4月20日付第201700310677号地域振興部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職氏名



年度大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった標記補助金について、大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額<br>( 年 月 日付第 号による額の確定通知額)      | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額                           | 金 | 円 |
| 4 | 要補助金返還相当額 $(3 - 2) \times$ 補助金の確定額 / 当該確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |